

情報基盤統括センターサーバハウジングサービス利用要項

令和8年1月28日

情報基盤統括センター長

(趣旨)

第1条 この要項は、鹿児島大学情報基盤統括センター（以下、「センター」という。）が提供するサーバハウジングサービスの利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 サーバハウジングサービス（以下、「本サービス」という。）とは、サーバやネットワーク機器等（サーバラックを含む）（以下、「サーバ機器等」という。）を設置するための環境を提供するサービスである。

2 センターは、次の各号に掲げる設備等を提供する。

- 一 電源（原則AC100V 単相）
- 二 空調
- 三 ネットワーク
- 四 サーバラック設置場所

3 前項に掲げるいずれかの設備等が不足し、新たなサーバ機器等を設置できない旨センターが判断した場合は、新たなサーバ機器等の設置可能な環境が整うまで、以降新規の申請受付を停止する。

(利用の資格)

第3条 本サービスの利用を利用できる者は、部局等の組織に限るものとし、別途部局ネットワーク委員会の承認を必要とする。

(利用の申請及び承認)

第4条 本サービスの利用においては、別に定める申請書と関係書類により、部局長が鹿児島大学情報基盤統括センター長（以下、「センター長」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。

2 本サービスの利用を希望する部局等は、利用の申請を行う前に、次の各号に掲げる事項についてセンターのハウジングサービス担当者（以下、「センター担当者」という。）と十分な協議をしなければならない。

- 一 サーバ機器関連の設置環境に関する事
- 二 利用するネットワークに関する事

(利用期間)

第5条 前条により本サービスの利用を承認された部局等（以下、「利用部局等」という。）における本サービスの有効期間は、原則当該年度の4月1日から3月31日までとする。

2 当該年度以降も本サービス利用の継続を希望する場合は、別に定める申請書と関係書類により、センター長に継続申請し、その承認を受けなければならない。但し、毎年度、センター担当者から利用部局等に対して行う継続確認に対応した場合はその限りではない。

(利用の条件)

第6条 利用部局等は、本サービスの利用に当たり、「国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本方針」、「国立大学法人鹿児島大学情報システム運用基本規則」、「国立大学法人鹿児島大学情報システム運用・管理要項」に従わなければならない。

2 前項の他、本サービスの利用の条件は、次のとおりとする。

一 利用部局等は、サーバ機器等をセンターに設置又はセンターから撤去するときには、その責任により手配するとともに経費を負担しなければならない。

二 設置したサーバ機器等、ソフトウェア、データ等の運用及び保守は、利用部局等の責任により行うものとする。

三 センターは、サーバ機器等やネットワークの健全な運用を維持するため、トラフィックやセキュリティの状態を予告なしに検査したり、パケットのフィルタリングをしたりすることがある。

四 サーバ設置室内への入室は、センター担当者の許可を必要とし、センター外の人間のみの出入りは禁止する。入室時間は原則平日の午前9時から午後5時までとし、事前にセンター担当者に連絡しなければならない。

五 停電時の対応は、利用部局等の責務とする。

六 サーバ機器等はサーバラックに収納し、簡易に開錠されない錠前機構を備えること。

七 サーバラックは、原則スタビライザーを履かせ、30U以上の高さのものについては、アンカーボルト止めによる耐震防御策を講じること。

八 サーバラック内に、用紙などの可燃物を放置しないこと。

(利用及びサービスの停止)

第7条 センター長は、利用部局等がこの要項に違反したとき、あるいは不正使用やトラブルの発生時には、予告なしに本サービスの利用を停止することができる。

(責務及び免責)

第8条 センターは、関連設備の修繕保守等で本サービスを停止する場合、可能な限りすみやかに利用部局等にその旨を通知する。ただし、天災、突発的事故等の止むを得ない事由による停止の場合はこの限りではない。

2 利用部局等が前項の停止に関連して被った損害について、センターは一切の責任及び負担を負わないものとする。

3 センターは、利用部局等が本サービスを利用したことにより被った損害、その他本サービスに関連して被った損害について一切の責任及び負担を負わないものとする。

(本要項の変更)

第9条 センターは、本要項を変更できるものとする。

2 本要項の変更は、センターの選択する方法で公開した時点で効力が生じ、常に最新の要項が適用されるものとする。

(経費の負担)

第10条 本サービスの利用に係る経費の負担については、別に定める。

附則

この要項は、令和8年1月28日から施行する。